

令和3年8月5日（木）

山本一太群馬県知事

臨時記者会見

# まん延防止等 重点措置

期間

8/8 (日) ▶ 8/31 (火)

対象

全12市 + 榛東村 吉岡町 玉村町 板倉町  
明和町 千代田町 大泉町 邑楽町

# 県民の皆さまへの要請

要請  
1

日中を含めた  
**不要不急の外出自粛**  
(生活に必要な場合を除く)

要請  
2

県外との  
**不要不急の往来自粛**

要請  
3

営業時間の短縮を要請した時間以降の  
**飲食店の利用自粛**

要請  
4

路上や公園等における  
**集団での飲酒自粛**

# イベント・県有施設の取扱い

## イベント

人数制限

最大でも**5,000人**

開催時間

**21時まで**

※ 大声や歓声の有無によって許容される収容率は異なる

## 県有施設

原則

前回の重点措置と同じく**閉館 or 利用制限**

変更点

子どもたちの学びの場である**美術館・博物館は開館**

※ 詳細は県や各施設のホームページをご覧ください

# 時短要請の概要

	8/7	8/8	8/31
措置区域内的の <b>20市町村</b>	警戒度4に基づく <b>県独自の要請</b> (特措法第24条⑨等)		<b>重点措置に基づく要請</b> (特措法第31条の6①等)
措置区域外の <b>15町村</b>			<b>重点措置に基づく要請</b> (特措法第24条⑨等)

# <重点措置区域内> 事業者の皆さまへの要請

## <重点措置区域内：20市町村>

項目	8/7 警戒度4に基づく要請
時短要請 (5時～20時)	飲食店全般
酒類の提供	11時～19時
事業者への罰則	なし



8/8～8/31 重点措置に基づく要請
<b>飲食店全般</b> <b>大規模施設</b> (1,000㎡超)
<b>不可</b>
<b>20万円以下の過料</b> (飲食店を対象)

※「ストップコロナ！対策認定店」の特例も見合わせ

# ＜重点措置区域内＞時短要請に係る協力金

## ＜重点措置区域内：20市町村＞

	8/7 県独自の要請	8/8 重点措置に基づく要請	8/31
飲食店	1日あたり 2.5～7.5万円	1日あたり 3～10万円	
大規模施設(1,000㎡超) 劇場、集会場、運動施設、遊技場、ショッピングセンターなど		対象面積1,000㎡ごとに1日あたり 20万円×(短縮時間/本来の営業時間)	
テナント・出店者		対象面積100㎡ごとに1日あたり 2万円×(短縮時間/本来の営業時間)	

# <重点措置区域外> 事業者の皆さまへの要請

## <重点措置区域外：15町村>

項目	8/7 警戒度4に基づく要請
時短要請 (5時～20時)	飲食店全般
酒類の提供	11時～19時
事業者への罰則	なし



8/8～8/31 重点措置に基づく要請
飲食店全般
11時～19時
なし

※「ストップコロナ！対策認定店」の特例も見合わせ



# <重点措置区域外> 時短要請に係る協力金

## <重点措置区域外：15町村>

	8/7 県独自の要請	8/8 重点措置に基づく要請	8/31
飲食店		1日あたり 2.5～7.5万円	

【要請対象外の皆さまへ】

協力金の対象外ですが、まん延防止にご協力をお願いします

# 協力金の早期支給について

過去にも協力金の  
**支給実績あり** + 一定の要件に  
**適合する事業者**

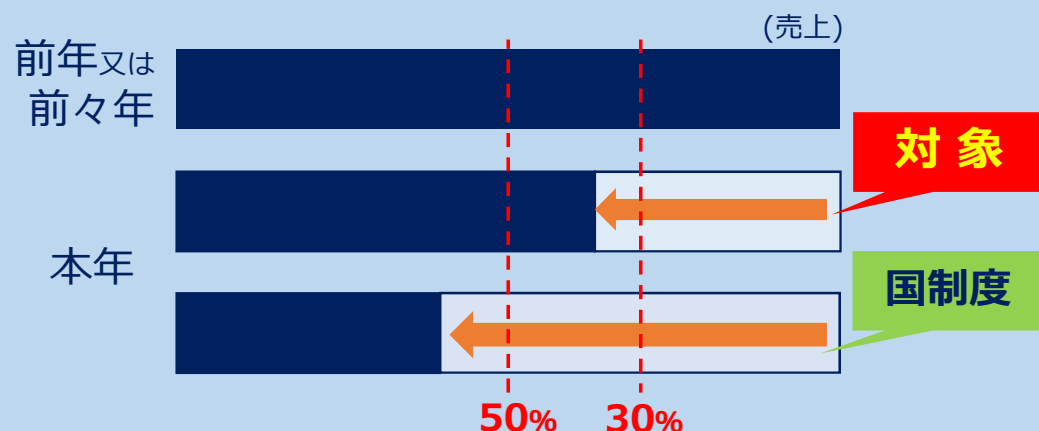
要請期間の途中でも  
申請を受付け

**一定額を早期支給**

# 感染症対策事業継続支援金

## 対象事業者

8月の売上が**30~50%未満減少**した**中小事業者**など  
(対前年又は前々年同月比)



### 【対象事業者の例】

卸・小売業、食品加工、製造事業者、  
流通関連事業者、旅行関連事業者

その他事業者 など

※ 時短要請協力金の対象となる飲食店等は支給対象外

## 上限額

法人 **20**万円/月、個人事業者 **10**万円/月 【**9月中旬**申請受付開始】

※ 事業実施に当たっては、補正予算の成立が前提となります